

諮問番号：平成29年度諮問第33号

答申番号：平成29年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 6年前から同じ症状で通院をしており、何一つ良くなっているとは思えず、健常者との差が広がっている様である。
- (2) 特に言語面では生後3歳までの言葉を覚える時期に聞こえていなかったため、著しく言語能力の発達が遅れており、特別支援学級でも親のサポートがなければ自分の言いたいことが伝わらず、感情が爆発したり、自分の気持ちを表現することが困難である。
- (3) IQ検査もその時の体調や受ける場所や環境で変化し、数値が全てではなく、IQ65といっても、数学の縦の足し算、引き算ですら、前日出来たものを理解していないなど一進一退の状態である。
- (4) 分泌不全低身長症のため身長は129センチメートル、体重は24.6キログラムで、毎日成長ホルモンの注射をする際に介助が必要である。
- (5) 多くの障害がある子どもの将来を考えると不安と絶望で思い悩む日々の中、手当により治療ができ、前向きに頑張ってきたが、定期的な通院も2カ所必要であり、その都度仕事を休み、いつ仕事を失うか不安で精神的にも経済的にも厳しい生活を送っている。
- (6) 手当の支給を受けた6年間は、治療にも専念でき感謝していたが、現実には何にも変化のない症状なのに、非該当とした原処分には納得がいかない。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、嘱託医師の判定も得て、診断書に「知的障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」及び「問題行動及び習癖」はあるものの、IQが65と軽度であり、「問題行動及び習癖」及び「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、「発達障害」又は「知的障害」の2級の障害の状態に該当しないと認定し、原処分を行った。

(2) 審査請求人は、6年前と同じ症状で通院をしており、何一つ障害が良くなっているとは思えない等と主張するが、診断書には、「多動」、「衝動性」があり、「突然思い立って一人で外へ出てしまうことがある」ことや、「不安が強く、経験が増えず、大人の支援が必要」との記載があり、一定の障害の状態にあることは認められるものの、障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためであるところ、診断書からは、日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動があるとは認められず、精神の障害2級の認定基準を満たしているとは認められないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

しかし、審査請求人の主張する事情（6年間症状に変化がないこと、言語能力の発達が遅れていること、IQの数値より学習能力が劣っていること、毎日成長ホルモン注射が必要なこと）については、まず、過去の障害の状態と変化がないという認識であっても、対象児童の障害の認定は、専ら診断書により行われるものであること、また、言語能力の発達が遅れていることは、診断書に記載された内容か、相応のものと認められること、さらにIQの数値については、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断されること、最後に、ホルモン注射に介助が必要なことについても、対象児童の年齢を考慮すると、必ずしも年齢不相応な介助の状態とは認められないから、審査請求人の主張する事情も含めて総合的に判断しても、知的障害又は発達障害の2級の状態にあるとは認められないことにはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年11月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、「不安」の精神症状及び「多動」や「衝動性」の問題行動がみられるものの、日常生活能力の程度は、洗髪及び歯磨きは一部介助が必要であるが、おおむね自立し、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、特段の不適應な行動と認められる事情は窺われず、また、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為に援助を要し、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美